

法務局における遺言書の保管等に関する法律案について

○ 自筆証書遺言に係る現状と課題

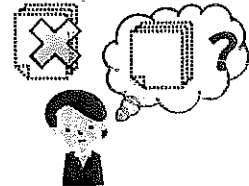
現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・ 遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・ 相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・ これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

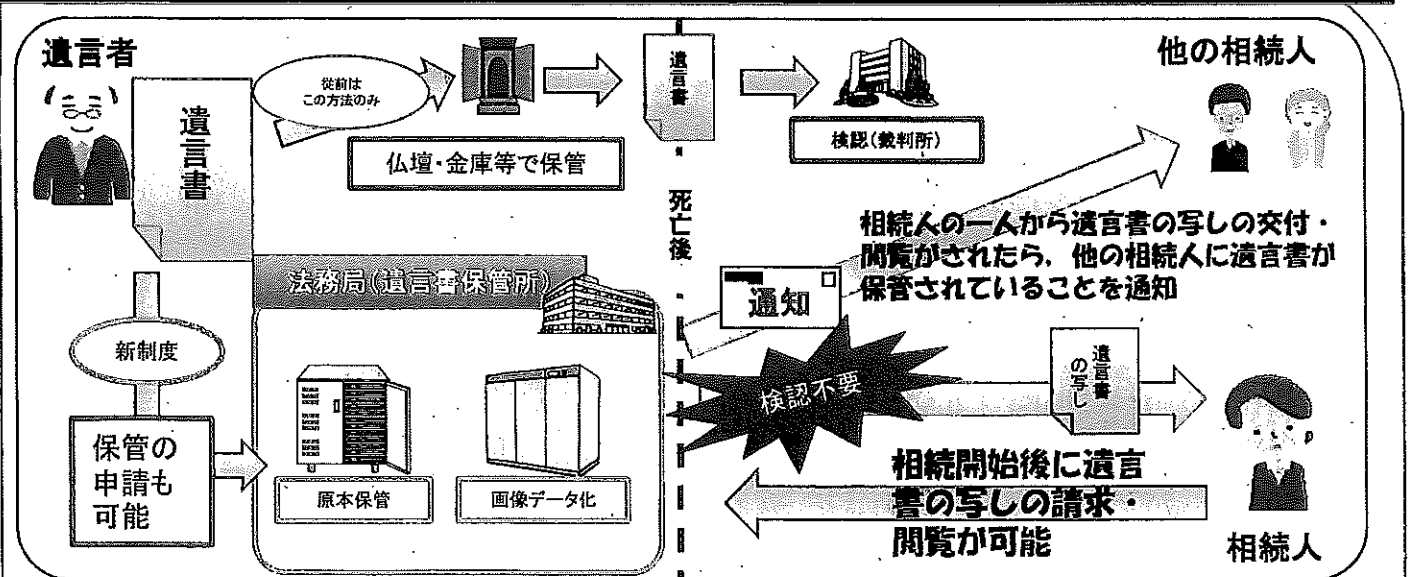
公的機関で遺言書を保管する制度を創設

【法務局で保管する利点】

- ・ 全国一律のサービスを提供できる
- ・ プライバシーを確保できる
- ・ 相続登記の促進につなげることが可能



○ 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



効果

遺言書の紛失や隠匿等の防止
遺言書の存在の把握が容易

- ・ 遺言者の最終意思の実現
- ・ 相続手続の円滑化



○刑法

(明治四十年四月二十四日)

(法律第四十五号)

(公文書偽造等)

第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を**変造**した者も、前項と同様とする。

前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を**変造**した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(平七法九一・全改)

(虚偽公文書作成等)

第一百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を**変造**したときは、印章又は署名の有無により區別して、前二条の例による。

(平七法九一・全改)

(偽造公文書行使等)

第一百五十八条 第一百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは**変造**し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

前項の罪の未遂は、罰する。

(平七法九一・全改)